## -----

平成十六年六月二十九日

内閣衆質一五九第一八六号

内閣総理大臣 小泉 純一

郎

衆議院議長 河 野 洋 平殿

衆議院議員長妻昭君提出止まらない年金流用に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出止まらない年金流用に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの 「平成十六年度、 年金掛け金財源の予算」とは、 厚生保険特別会計業務勘定及び国民年金特別

会計業務勘定の厚生年金保険料及び国民年金保険料(以下「年金保険料」という。)を財源とする予算を

指すものと考えるが、その予算の総額は、二千八百六十七億千三百万五千円であり、その内訳は別表第一

一についてある。

御指摘 の本年二月二十五日の衆議院予算委員会における大野功統議員の発言に代表される年金保険料の

使途についての様々な意見及び年金福祉施設等の見直しについての平成十六年三月十日の与党年金制 度改

革協議会の合意については、これらを真摯に受け止め、 国民の理解が得られるよう、 事業の在り方等につ

いて厳しい見直しを行っていくことが重要であると考えている。 年金事業の事務に要する費用の平成十六

年度予算の執行に当たっては、経費の節減を図り、その使途について国民の信頼を損なうことのないよう

努めてまいりたい。

\_

化 のであり、 付に関連して被保険者等へのサービス向上に直接寄与するため、 進めることとしている。一方、年金相談や年金額の迅速な裁定等のためのシステム等については、 厚生年金会館、 するために必要な住宅の設置に要する資金の貸付け)については平成十七年度までに廃止するとともに、 模年金保養基地 に努めていくことが重要であると考えている。 今後は、 今後とも、 厚生年金病院等の厚生年金保険及び国民年金の福祉施設については例外なく整理合理化を (グリーンピア) 及び年金住宅融資 年金保険料は年金給付に関係しないことには使わないことを基本とすることとし、 被保険者等のニーズにあったものとしていくとともに、 年金事業の事務 (厚生年金保険及び国民年金の被保険者 年金保険料を財源とすることが妥当なも の執行に要する費用の平成十七年度以降 事業運営の効率化及び合理 この福祉 を増進 大規

## 三について

業 金法 0 の事務の執行に要する費用並びに厚生年金保険法 昭 取 和五十年度から平成十四年度までの決算並びに平成十五年度及び平成十六年度の予算における年金事 扱いについては、 予算編成の過程において十分検討してまいりたい。 (昭和二十九年法律第百十五号) 第七十九条、 国民年

条第二項に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設等に要する費用の金額並びにこれらの内訳に

ついては、別表第二のとおりである。

また、 平成十年度以降における年金事業の事務の執行に要する費用については、 平成十二年度から国が

年金手帳の送付等を行っていること及び平成十四年度から国が国民年金保険料を徴収していること等を踏

まえ、毎年度の予算において決められてきたものである。

## 四について

の徴収、

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付、

年金相談等に使用されるコンピューターシステム

平成十六年度予算における社会保険オンラインシステム (厚生年金保険、 国民年金等の適用及び保険料

をいう。 以下同じ。)の経費については、 年金制度等の適用、 徴収及び給付に係る基本的なシステ ム経費

を年金事業の事務の執行に要する費用である厚生保険特別会計等の業務取扱費として三百十八億円、 年 金

相談、 年金額の迅速な裁定等に係るシステム経費を厚生保険特別会計等の福祉施設事業費等として七百八

十九億円を計上している。社会保険オンラインシステムの経費に占める比率については、前者が二十九パ

ーセント、後者が七十一パーセントである。

当該比率については、 業務の内容に応じて予算を計上した結果である。

五の1について

社会保険庁社会保険業務センター(以下「業務センター」という。)の業務及び全職員の人数に対する

業務ごとの職員の人数の割合は、別表第三のとおりである。

五の2について

業務センターの総工事費は、 百五十九億九千八百万円であり、 その財源の内訳等及び法的根拠について

は、別表第四のとおりである。

五の3について

業務センターの総工事費のうち厚生年金保険法第七十九条及び国民年金法第七十四条に規定する被保険

者等の福祉を増進するための施設に要するものとして支出された費用は、 被保険者等のサービス向上に直

接寄与する年金相談、 年金額の迅速な裁定等に係る経費として支出されており、業務センターの総工事費

の六十パーセントを占めている。

また、 当該支出割合は、 業務センターの業務内容及び各業務に応じた使用面積を踏まえ、 決定したもの

である。

六について

社会保険庁社会保険大学校における研修は、 長期間滞在して行うものがあり、 これらの研修に参加する

職員 (以下「研修生」という。)の健康の維持及び管理並びに研修生同士の円滑なコミュニケーションに

資する運動施設の一つとしてゴルフ練習場を設置しているところである。 ゴルフボールについては、 当 該

施設に必要な用具として購入したものである。

研修生の健康の維持及び管理等は、 年金事務を円滑に実施する上で必要なことと考えているが、

ルフ練習場については、 廃止する方向で見直しを行ってまいりたい。

七について

年金保険料の徴収の在り方については、 社会保障制度全般における制度の見直しに係る具体的な検討結

果を踏まえて議論することが必要と考えている。

お尋ね の年金保険料と国税の徴収の一本化については、 徴収の対象や徴収方法が異なること、 年金保険

料はその納付記録を給付事務に結び付ける必要があることなど、 多くの相違点があることから、 必ずしも

事業運営の効率化等につながるとは言えないと考えており、 両者の事務の実施に当たり連携を強化するこ

とが重要であると考えている。

	厚生保険特別会計 経費に係る費用 (国民年金特別会計	原生保険特別会計 委託事業等に係る費用 国民年金等別会計		東生保険特別会計年金の福祉協数に保る費用 国民年金特別会計	摩生保険特別会計	東生保険物別会計 大規模年金保養基地に保ろ費用 国民年金権別会計	
	(項) 孫花施斯學樂學 (項) 蘇蒙沙學 (目) 蘇蒙沙學 (目) 蘇蒙沙姆 (目) 斯蒙沙姆 (目) 斯蒙沙姆 (目) 斯蒙沙姆 (目) 斯蒙沙姆 (目) 斯蒙沙姆 (目) 斯蒙沙姆 (目) 斯蒙沙姆 (目) 斯蒙沙姆 (日) 田 (日) 田 (日	(日) 本。由证证的《日本》(日) 《日) 《日) 《日) 《日) 《日) 《日) 《日) 《日) 《日) 《	(日) 活化等的指定 (日) 活化等的指定 (日) 海北海茨黎通常 (日) 海北海茨黎海滨 (項) 语化西西海滨液 (日) 整形外科液黄学杂托素	(国) 语社院改善崇樂 (国) 语社院改善崇樂 (国) 施权施工分樂 (国) 海社中企业的语文统工分樂 (国) 海社中企业的语文统工分裂 (国) 海社中企业的基础资格演奏 (国) 河北中企业的基础资格实现编集 (国) 海技施工总律 (国) 海技施工总律 (国) 海技施工总律 (国) 海技施工总律 (国) 海技治工会	(項)福祉施設事業費 (目)年金寶金運用基金交付金 (項)福祉施設費 (目)年金寶金運用基金交付金	(項)福祉施設事業費 (目)年金寮金灣用基会文件会 (項)在金寮金灣用基金比賽 (用)指金賽金灣用基金艾什会 (項)年金賽金灣用基金艾什会	
105,311,430十円		143.21年 143.21年 241,738年 9.384,26年 266,555千月 609,046年 94,790千月	13.548千円 2.102.869千円 計 12.208.377千円 3.373.188千円	3 220年円 344,690年円 90,255年月 1,641,462年日 7,790,821年日 130,000年日 130,000年日 5,466年日 8,707年日		4.129.645千円 5.849.633千円 41.713千円 59.087千円 10.080.078千円	

(注)会額は 年命保険料を財源とした箱である。	年金養業の養務に係る費用	費 用
	算生保險特別会計 國民年金幣別会計	肿
	(4) 漢孫改後費 (4) 漢語發金 (4) 漢語發音 (4) 漢語發音 (4) 漢語發音 (4) 對於此間 (4) 對於此間 (4) 對於此間 (4) 對於於此一時 (4) 對於此間語金	<u>ы</u>
H 1 067'676'JOT		金额(注)

	年金事業の事務の執行に要する費用	〒に要する費用			厚生年金保険法第7 定する被保険者等の特	)条、国民年金法第7 冨祉を増進するための1	厚生年金保険法第79条、国民年金法第74条及び健康保険法第150条第2項に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設等に要する費用	150条第2項に規
	年金保険料分	健康保険料分	国庫負担分	뿌	年金保険料分	健康保険料分	国庫負担分	<u>"</u>
昭和50年度	0	0	95, 616, 910, 586	95, 616, 910, 586	20, 912, 499, 318	5, 447, 990, 654	0	26, 360, 489, 972
昭和51年度	0	0	109, 428, 597, 104	109, 428, 597, 104	25, 939, 024, 474	5, 227, 873, 198	0	31, 166, 897, 672
昭和52年度	0	0	123, 169, 746, 178	123, 169, 746, 178	32, 641, 729, 003	5, 810, 688, 000	0	38, 452, 417, 003
昭和53年度	0	0	134, 953, 472, 423	134, 953, 472, 423	51, 133, 783, 711	5, 879, 682, 772	0	57, 013, 466, 483
昭和54年度	0	0	145, 457, 593, 875	145, 457, 593, 875	62, 806, 218, 712	6, 493, 931, 448	0	69, 300, 150, 160
昭和55年度	0	0	158, 543, 740, 351	158, 543, 740, 351	170, 782, 733, 789	6, 170, 186, 972	0	176, 952, 920, 761
昭和56年度	0	0	170, 097, 471, 640	170, 097, 471, 640	189, 988, 759, 082	7, 348, 825, 061	0	197, 337, 584, 143
昭和57年度	0	0	174, 510, 707, 141	174, 510, 707, 141	201, 133, 459, 033	15, 111, 924, 685	0	216, 245, 383, 718
昭和58年度	0	0	160, 017, 827, 227	160, 017, 827, 227	226, 471, 482, 304	16, 482, 303, 593	0	242, 953, 785, 897
昭和59年度	0	0	170, 327, 603, 483	170, 327, 603, 483	259, 542, 734, 250	17, 420, 295, 913	0	276, 963, 030, 163
昭和60年度	0	0	179, 121, 443, 291	179, 121, 443, 291	260, 326, 316, 941	24, 892, 276, 383	0	285, 218, 593, 324
昭和61年度	0	0	184, 220, 985, 427	184, 220, 985, 427	271, 242, 879, 974	24, 434, 856, 266	0	295, 677, 736, 240
昭和62年度	0	0	193, 490, 916, 639	193, 490, 916, 639	247, 737, 309, 111	27, 711, 861, 194	0	275, 449, 170, 305
昭和63年度	0	0	203, 202, 094, 043	203, 202, 094, 043	216, 991, 750, 262	28, 574, 654, 018	0	245, 566, 404, 280
平成元年度	0	0	216, 604, 040, 690	216, 604, 040, 690	155, 023, 862, 334	27, 720, 698, 144	0	182, 744, 560, 478
平成2年度	0	0	233, 420, 407, 809	233, 420, 407, 809	165, 253, 853, 727	27, 525, 680, 986	0	192, 779, 534, 713
平成3年度	0	0	247, 405, 503, 951	247, 405, 503, 951	181, 151, 986, 502	27, 470, 294, 302	0	208, 622, 280, 804
平成4年度	0	0	256, 397, 072, 493	256, 397, 072, 493	187, 985, 590, 948	59, 933, 989, 543	0	247, 919, 580, 491
平成5年度	0	0	260, 639, 863, 279	260, 639, 863, 279	218, 979, 670, 131	67, 246, 573, 953	0	286, 226, 244, 084
平成6年度	0	0	272, 762, 927, 800	272, 762, 927, 800	212, 325, 948, 966	67, 799, 846, 937	0	280, 125, 795, 903
平成7年度	0	0	280, 156, 016, 622	280, 156, 016, 622	234, 111, 367, 689	69, 001, 303, 725	0	303, 112, 671, 414

	年金事業の事務の執行に要する費用	示に要する費用			厚生年金保険法第79条、国民 定する被保険者等の福祉を増進	)条、国民年金法第7 福祉を増進するための	年金法第74条及び健康保険法第150条第2項に規 するための施設等に要する費用	150条第2項に規
	年金保険料分	健康保険料分	国庫負担分	<del></del>	年金保険料分	健康保険料分	国庫負担分	<del>- -</del>
平成8年度	0	0	289, 822, 973, 198	289, 822, 973, 198	243, 975, 863, 325	67, 459, 565, 766	0	311, 435, 429, 091
平成9年度	0	0	299, 792, 810, 317	299, 792, 810, 317	275, 559, 185, 838	60, 060, 586, 747	0	335, 619, 772, 585
平成10年度	56, 500, 194, 256	0	233, 616, 456, 167	290, 116, 650, 423	218, 627, 075, 517	43, 731, 458, 700	0	262, 358, 534, 217
平成11年度	62, 857, 692, 428	0	223, 186, 355, 088	286, 044, 047, 516	212, 797, 594, 092	32, 223, 604, 530	0	245, 021, 198, 622
平成12年度	73, 293, 380, 900	0	208, 788, 998, 552	282, 082, 379, 452	210, 156, 456, 707	34, 391, 471, 621	0	244, 547, 928, 328
平成13年度	96, 320, 772, 523	0	199, 668, 163, 632	295, 988, 936, 155	213, 271, 540, 331	32, 564, 989, 158	0	245, 836, 529, 489
平成14年度	97, 095, 869, 608	0	170, 598, 169, 646	267, 694, 039, 254	199, 175, 821, 904	24, 835, 418, 602	0	224, 011, 240, 506
平成15年度	107, 296, 710, 000	0	176, 638, 640, 000	283, 935, 350, 000	189, 246, 822, 000	20, 293, 936, 000	0	209, 540, 758, 000
平成16年度	107, 929, 296, 000	0	170, 901, 202, 000	278, 830, 498, 000	178, 783, 709, 000	10, 852, 691, 000	0	189, 636, 400, 000

(注)1.厚生保険特別会計業務勘定及び国民年金特別会計業務勘定の決算額による。ただし、平成15年度及び平成16年度については、予算額を計上している。

2. 国庫負担分は、厚生保険特別会計業務勘定及び国民年金特別会計業務勘定の(款)一般会計より受入、(款)雑収入及び(款)前年度剰余金受入の額を

3. 厚生保険特別会計は厚生年金に係る事務と健康保険に係る事務を一体的に処理しており、厚生年金事業に係る事務の執行に要する費用の国庫負担分と健 康保険の事務の執行に要する費用の国庫負担分を区分することは困難であるため、年金事業の事務の執行に要する費用の欄の国庫負担分には、健康保険の 事務の執行に要する費用の国庫負担分が含まれている。

100%	#
7%	厚生年金保険の保険給付等に関する相談の実施に関すること等 (中央年金相談室)
9%	政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金の被保険者に関する記録の作成、整理及び保管(記録管理部)
45%	厚生年金保険の保険給付(脱退手当金を除く。)、国民年金の給付(老齢福祉年金等を除く。)並びに船員保険の保険給付のうち障害及び死亡に関するもの(介護料及び葬祭料を除く。)に関する事務(業務部)
23%	政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業の実施 に関する事務の処理に関する電子計算組織の運用(情報管理部)
16%	政府が管掌する健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金に関する統計に係る表の 作成に関すること、職員の人事、会計、業務センターの所掌事務に関する企画及び立案並 びに調整等に関する事務(総務部)
割合	業務内容と担当部(室)

<sup>(</sup>注)人数割合については、平成16年4月1日現在のものである。

別表第四

	100%	15, 998	마
20% 厚生保険特別会計法第6条、厚生年金保険法第80条第2項	20%	3, 029	3.年只已儿
2% 国民年金特別会計法第6条、国民年金法第85条第2項	2%	263	可康科胡公
9% 厚生保険特別会計法第 6 条等	%6	1, 554	健康保険料分
9% 厚生保険特別会計法第6条及び法附則18条ノ6ノ2等	%6	1, 554	
46% 厚生保険特別会計法(昭和19年法律第10号)第6条、厚生年金保険法第79条等	46%	7, 406	年金保険料分
14% 国民年金特别会計法(昭和36年法律第63号)第6条、国民年金法第74条等	14%	2, 192	
法定根拠	割合	金額(百万円)	財源区分